

令和6年4月1日から

事業所から出るごみを宇城クリーンセンターに搬入する際のごみ処理手数料が変わります。

改定前

150円 / 10kg



改定後

200円 / 10kg

事業所のごみを出すときの注意点

1. 事業所から出るごみは、地域のごみステーションに出すことができません。
2. 事業所から出るごみは **産業廃棄物** と **事業系一般廃棄物** に分類されます。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた20品目の廃棄物



産業廃棄物処理業者に収集運搬及び処分をそれぞれ委託し、適正に処理してください。

事業系一般廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物を除くもの



一般廃棄物処理業者に収集運搬を委託、または自らごみ処理施設に搬入してください。

3. **事業系一般廃棄物**のうち、可燃ごみのみ宇城クリーンセンターに搬入できます。
4. **産業廃棄物**は宇城クリーンセンターに搬入できません。

収集業者に処理委託している事業所の皆様へ

事業所から出た可燃ごみ（事業系一般廃棄物）を収集業者に処理委託している事業者の皆様は、今回の改定内容を収集業者にご確認いただき、ごみ処理に係る適正な料金負担についてご理解とご協力をお願いいたします。

事業系一般廃棄物を収集業者に委託して処理する際の費用の流れ



この料金を改定

ごみ処理手数料改定の理由

宇城広域連合は、以下の課題を抱えており、それらの課題を解決するためにごみ処理原価を基本として、ごみ処理手数料を改定することとしました。

ごみ処理原価との乖離

ごみ処理原価（ごみ処理に掛かる費用）と現行のごみ処理手数料との間に隔たりが発生しているため、「受益者負担の適正化」を図る必要があります。

温室効果ガスの削減

ゼロカーボンシティを実現していくために、分別意識の向上を促し、ごみの焼却で発生する温室効果ガスを削減する必要があります。

事業系ごみの委託業者を探すときは

◆事業系一般廃棄物の収集運搬

⇒ 事業所所在地の市町ホームページを参照

- ・宇土市「宇土市一般廃棄物収集運搬業・処分業許可業者一覧について」
- ・宇城市「一般廃棄物処理業の許可業者について」
- ・美里町「美里町一般廃棄物処理業許可業者一覧」

◆産業廃棄物の収集運搬及び処分

⇒ 熊本県ホームページ「産業廃棄物処理業者名簿」を参照

よくある質問

Q. 事業所のごみは一般廃棄物処理業者に処分を依頼していますが、その際の処分料金に変更はありますか。

A. 契約している一般廃棄物処理業者にご確認ください。
ごみ処理手数料を改定したことに伴い、値上がりが想定されますが、何卒ご理解ください。

Q. 宇城クリーンセンターはごみ処理手数料が高い。他の市町のごみ処理施設に搬入していいか。

A. 宇城広域連合管内（宇土市・宇城市・美里町）で発生したごみは、宇城広域連合管内で処分しなければいけません。

問合せ先

（ごみ処理手数料の改定について）	宇城広域連合：環境衛生課	☎0964-32-4153
（事業系ごみの処理方法について）	宇土市役所：環境交通課	☎0964-27-3316
	宇城市役所：衛生環境課	☎0964-32-1598
	美里町役場：住民生活課	☎0964-46-2116
（ごみ処理施設への搬入について）	宇城クリーンセンター	☎0964-32-6010